

第2回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月21日(水) 午後2時00分
2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室
3. 出席委員

	農 業 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	
1 番	小林 広美	金田 正	岡田 毅
2 番	大根田 源一	佐藤 一典	荒井 昭雄
3 番	酒井 和夫	岩崎 進	阿久津 正好
4 番	黒崎 浩	手塚 孝夫	
5 番	黒崎 陽子	直井 純一	
6 番	綱川 祥史	小林 康男	
7 番	岩村 隆	酒井 紀之	
8 番	小林 芳晴	黒崎 文雄	
9 番	阿久津 信市	大林 厚雄	
10 番	小林 峰子	鈴木 省一	
11 番	黒崎 俊行	菊地 方敏	
4. 欠席委員 0人
5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 英樹
事務局長補佐兼係長	伊佐野 祐子
主査	山口 剛史
主事補	入野 翔礼
公社係長	水沼 和子
6. 議事日程

議案第6号	農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第7号	農地の転用許可申請に対する意見決定について
議案第8号	非農地証明願に対する証明の可否について
議案第9号	農用地利用集積計画の決定について
議案第10号	農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)
議案第11号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
報告第2号	農地法第18条の解約通知について

○開会	
議長	ただ今から、令和6年第2回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は11名です。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、3番 酒井 和夫委員、4番 黒崎 浩委員を指名したいと思いますが、よろしいですか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第6号	
議長	議案第6号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【2番から3番について説明】
議長	つづいて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。2番、3番について稲毛田地区 佐藤 一典推進委員お願いします。
稲毛田地区 推進委員	3番から説明いたします。この稲毛田■番地は、以前から■さんが■さんから借りて梨を栽培しておりました。梨団地化に伴いまして、■さんから譲渡していただきたいということになりました。2番はその代わりとして■さんに稲毛田■番地を譲渡す、いわゆる農地の交換ということになります。■さんは以前から梨栽培として実績もありますし、■さんも自宅近くの土地となりますので、何ら問題はないと思いますが、みなさまの慎重な審議よろしくをお願いします。
議長	7番 岩村 隆委員、ほかに意見があればお願いします。
7番委員	今、佐藤推進委員から説明がありましたように、私も何ら問題はないと思っていますので、慎重なる審議のほど、よろしくをお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。つづいて採決に入ります。議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第6号は許可することで可決しました。
○議案第7号	
議長	議案第7号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号 農地の転用許可申請に対する意見決定について次のとおり農地法第5条の規定に基づく農地の転用許可申請があったので、その意見決定について審議するものとする。 【1番から2番について説明】

議長	つづいて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。1番について祖母井地区 金田 正推進委員をお願いします。
祖母井地区 推進委員	祖母井地区推進委員の金田です。1番につきまして、ご説明いたします。2月15日に現地調査をいたしまして、■は現在バス11台を保有しまして、バスの回転エリアも現在の駐車場では回転エリアもなく、町道からバックで車庫入れをしていて、近隣住民や通行車の妨げとなっているような状態でした。農業振興地域整備計画の変更も適回答と済み済み、現在駐車場付近の隣接地であること、そしてバスの駐車可能な広いスペースがあるということを考慮しまして適切なエリアだと思います。みなさまの慎重なる審議をお願いします。
議長	1番 小林 広美委員、ほかに意見があればお願いします。
1番委員	1番小林です。金田推進委員の説明のとおり、何ら問題はないと思われませんが、みなさまの慎重なる審議よろしくお願ひいたします。
議長	2番について与能地区 直井 純一推進委員をお願いします。
与能地区 推進委員	与能推進委員の直井です。議案第7号の2番について簡単に説明させていただきます。この案件は、今真岡に住んでいる、芳賀町で子育てをしたいという娘さん夫婦のお気持ちに添えて、父である■さんの宅地に隣接する畑の一部を、農地転用の申請をしているという案件でございます。付属資料は11ページからになります。12、13ページをご覧ください。13ページの方がわかりやすいですかね。先ほど申し上げましたように、申請地は、宅地■番地に隣接する西側の畑■番地の北側の一部でございます。 また、建物の配置図また転用計画書は、次のページ14、15ページに掲載してございます。参考にしていただいて、審議のほどをお願いしたいと思います。以上です。
議長	2番 大根田 源一委員、ほかに意見があればお願いします。
2番委員	2番大根田です。内容については今、直井推進委員さんから説明があった通りでございます。何の問題もないと思います。みなさまの公正なる審議のほど、よろしくお願ひします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。次に質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。つづいて採決に入ります。議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願ひます。 (全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第7号は許可することで可決しました。
○議案第8号	
議長	議案第8号「非農地証明願に対する証明の可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第8号 非農地証明願に対する証明の可否について 次のとおり農地法の適用を受けないことの証明願があったので、その証明の可否について審議するものとする。
事務局	【2番から3番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。つづいて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。2番について東高橋地区 荒井 昭雄推進委員をお願いします。

東高橋地区 推進委員	<p>東高橋の荒井です。議案第8号2番の非農地申請について、ご説明申し上げます。この案件は昨年7月に除外申請があった場所のため、今回は現地確認しておりません。資料は付属資料16ページから21ページをご覧ください。■さんは専業農家として現在イチゴ栽培と稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地の西側は、線引き前から畑と田んぼを埋め立て、倉庫兼選別作業場を建設し利用してきました。</p> <p>また■番地は平成15年に農機具保管場所、搬出搬入場所として下屋を建設しコンクリートを敷き利用してきました。しかし、是正対象となることから始末書が提出された場所になります。■さんはイチゴと稲作専業農家であることから、農機具置場や商品の搬出搬入に必要な場所と思われるので、特に問題ないと思われませんが、みなさまの慎重なる審議よろしくをお願いします。</p>
議長	10番 小林 峰子委員、ほかに意見があればお願いします。
10番委員	10番小林です。ただ今、荒井推進委員さんより説明がありましたように、何ら問題はないと思われま。みなさまの慎重なるご審議よろしくをお願いします。
議長	3番について西水沼・北長島地区 岡田 毅推進委員お願いします。
西水沼 北長島地区 推進委員	<p>西水沼・北長島の岡田です。議案第8号3番についてご説明申し上げます。付属資料22ページから26ページをご覧ください。先日、綱川農業委員と事務局で現地確認をしてまいりました。この申請地は、昭和49年以前から住宅敷地として利用しているとありますが、私の記憶ではそれ以前から住宅として、お袋さんが商店か何かをやっていて。私が小学生の頃であります。60年近くになると思います。長男がいましたが、数年前に亡くなりました。弟、■さんは千葉県に住んでいまして、相続されたと思われま。現在は空家になっています。そんなことで仕方ないと思われま。みなさまの慎重なる審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	6番 綱川 祥史委員、ほかに意見があればお願いします。
6番委員	6番綱川です。先ほど、岡田推進委員さんから説明があった通り、非農地証明の申請となっています。特に問題はないかと思われま。みなさまの慎重なるご審議よろしくをお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
4番委員	はい。
議長	黒崎委員。
4番委員	4番黒崎です。見識が浅いので教えてもらいたいのですが、番号2番の申請地は、平成15年以前から宅地として「15年」とありますが、これは線引き前ではないと思うのですが。このへんについて説明してください。
事務局	<p>非農地証明の手続き自体は、農地以外のものの利用が始まってから20年以上が経っているものとありまして、大まかに線引き前からのものもありますし、例えば20年以前、今でいうと大体平成15年以前から農地以外のもの、例えば宅地であったりと利用があるものに関しましては、非農地証明として手続きを行っているものとなりますので、こういった書き方になっております。</p>
議長	よろしいですか。
4番委員	はい。
議長	<p>ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。つづいて採決に入ります。議案第8号について、原案のとおり証明することに賛成の委員は起立願います。</p> <p>(全員起立)</p>

議長 起立全員であります。よって、議案第8号は、証明することで可決しました。

○議案第9号

議長 議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。ここで農業委員会等に関する法律第31条の規定により、5番 黒崎 陽子委員が退席となります。

(黒崎 陽子委員 退席)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号 農用地利用集積計画の決定について
次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、町から計画の決定を求められたので、審議するものとする。

(説明)

議長 以上で事務局の説明を終わります。それでは、ただ今から2分間の審査をお願いします。

委員 (審査)

議長 審査を終わります。つづいて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番委員 はい。

議長 小林委員。

1番委員 質問ではないのですが、「賃借料」というのはお互い合意のもと決めるから問題ないんですが、22番と23番に関しては、22番では水田として利用10アール当たり3,992円、23番においては畑として利用10アール当たり43,134円。ここから何か理由があれば、ちょっと聞きたいと思って質問しました。

議長 事務局。

事務局 まず22番になるんですけれども、計8筆でありまして、その8筆の中に4筆畑が入っております。その兼ね合いで全ての金額をならすと10アールあたりこの値段になっております。
23番につきましては、畑3筆になるんですが、その3筆の上に連棟ハウスが建っております。この賃料も含めてこの10アール当たり43,134円といった表記になっております。以上です。

議長 よろしいですか。

1番委員 はい。

3番委員 はい。

議長 3番酒井委員。

3番委員 今のお話なんですけど、畑と田んぼを一緒にしてならした金額を出すんですか？畑は畑、田んぼ田んぼじゃなく。

事務局 利用権の中に表記があるんですけど。8筆全部で3万円という表記になっておりまして、一筆ごとの支払いではなく8筆全部で3万円ということで、ならずとこの金額になるということです。

事務局長 じゃ、全部で3万円と表記しないといけないね。

事務局 はい、承知しました。

議長 よろしいです。

3番委員 はい。

議長 ほかに質疑はございませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。つづいて採決に入ります。議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり決定することで可決しました。黒崎委員の入場をお願いします。

(黒崎 陽子委員 着席)

○議案第10号

議長 議案第10号「農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号 農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)
次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、町から計画の決定を求められたので、審議するものとする。

(説明)

議長 以上で事務局の説明を終わります。それでは、ただ今から1分間の審査をお願いします。

(審査)

議長 審査を終わります。つづいて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。つづいて採決に入ります。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり決定することで可決しました。

○議案第 1 1 号

議長

議案第 1 1 号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。ここで農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、4 番 黒崎 浩委員が退席となります。

(黒崎 浩委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 1 1 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
次のとおり農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたので、その意見決定のため審議するものとする。

【 1 番について説明】

議長

以上で事務局の説明を終わります。つづいて担当地区推進委員の意見を求めます。用途区分の変更 1 番について、下高根沢地区 酒井 紀之推進委員お願いします。

下高根沢地区
推進委員

下高の酒井でございます。議案 1 1 号 1 番の案件については、2 月 1 6 日に現地確認をしたところ子牛の牛舎施設を建てるということで何の問題もないかと思われませんが、みなさまの慎重なる審議をお願いします。事業計画、収支、建物については、分厚い変更明細に載っておりますのでお目通しください。以上です。

議長

以上で担当地区推進委員の意見を終わります。次に質疑に入ります。質疑はありますか。

委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。つづいて採決に入ります。議案第 1 1 号について、原案のとおり変更はやむを得ないとの意見を付すことに賛成の委員は、起立願います。

委員

(全員起立)

議長

起立全員であります。よって、議案第 1 1 号は可決しました。黒崎委員の入場をお願いします。

(黒崎 浩委員 着席)

○報告第 2 号

議長

報告第 2 号「農地法第 1 8 条の解約通知について」を報告します。事務局の朗読をお願いします。

事務局

報告第 2 号 農地法第 1 8 条の解約通知について
次のとおり農地法第 1 8 条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。

(朗読)

議長

これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。これをもって、令和 6 年第 2 回 芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉会午後 1 4 時 4 5 分)